秋田市告示第294号

介護保険法（平成９年法律第123号）第70条第１項、第79条第１項および第115条の２第１項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和８年10月２日

秋田市長　沼　谷　　純

事業者の名　称	事業所の名　称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種　類
合同会社ＦＩＲＳＴＯＮＥ	訪問看護ステーション　ソルナ	秋田市新屋栗田町28番25号　クリタイン古矢Ｂ号室	令和８年10月１日	訪問看護、介護予防訪問看護
ユースタイルラボラトリー株式会社	ユースタイルケア秋田　重度訪問介護	秋田市中通三丁目２番17号　中通３丁目事務所Ｚ101	令和８年10月１日	訪問介護
社会福祉法人正和会	社会福祉法人正和会　ケアセンターみなみ	秋田市土崎港南三丁目13番44号	令和８年10月１日	居宅介護支援
合同会社Ｂｌｏｏｍ	ブルーミーケア	秋田市川尻みよし町12番２号	令和８年10月１日	訪問介護

株式会社グットラックプロデュース	福祉用具相談処グッと楽	秋田市土崎港西五丁目４番４号	令和８年10月１日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売